



(別紙)

平成15・12・16製局第2号
環地保発第031218002号
平成15年12月18日

厚生労働省社会・援護局長 殿

経済産業省製造産業局長



環境省地球環境局長



「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する
法律（フロン回収破壊法）」の周知徹底等について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」（平成13年法律第84号）の第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）部分平成14年4月1日に施行され、先般、平成14年度分の業務用冷凍空調機器に係る回収実績を公表したところですが、当該実績からは、廃機器から未回収となっているフロン類の存在が示唆される所です。

貴省におかれましては、業務用冷凍空調機器を使用する事業者を会員とする事業者団体等に対して、法律施行時より制度の内容及び適切な対応の必要性につき積極的に周知いただいているところではありますが、上記実績を踏まえると、その確実な実施のためには本制度のより一層の周知徹底が必要と考えております。

つきましては、貴省管轄の事業者団体に対し、下記の周知徹底につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1. 業務用冷凍空調機器の廃棄について

冷媒としてフロン類が充填された業務用冷凍空調機器を廃棄する場合には、

都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者（業務用冷凍空調機器の設置・メンテナンス業者等でフロン類の回収を業として行う者として都道府県知事の登録を受けたもの）にそのフロン類を引き渡すこと。

2. 建物等に付帯する業務用冷凍空調機器の廃棄について

- (1) 冷媒としてフロン類が充填された業務用冷凍空調機器を廃棄する必要がある建物等の解体、修繕又は模様替の工事を発注する際には、受注業者に委託して工事着手前に十分な調査を行い、フロン類の回収を工事計画に適切に位置づけること。
- (2) 上記工事の実施にあたっては、(1)の工事計画を踏まえ、業務用冷凍空調機器のフロン類を都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に確実に引き渡されたことを確認すること。